

イエローチョーク作戦を実施します (4月1日から実施)

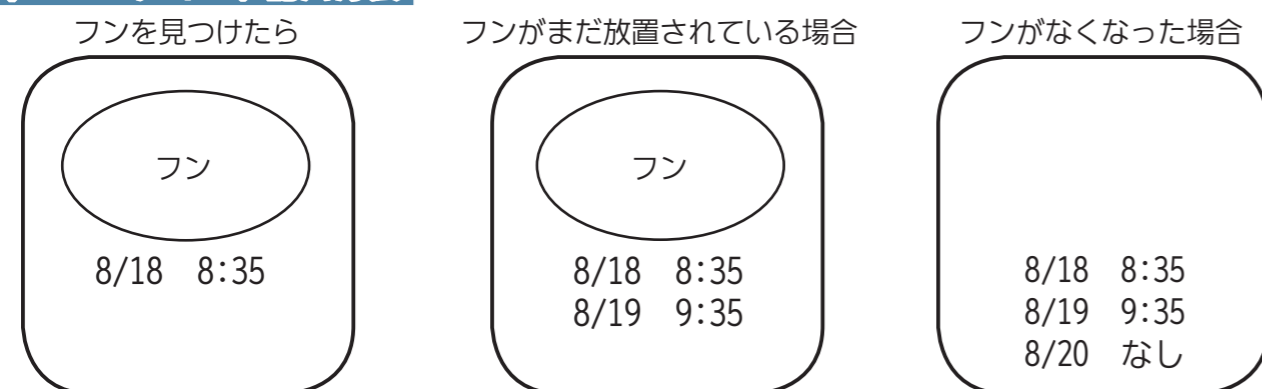
イエローチョーク作戦とは、**道路上に放置された犬のフンの周囲をイエローチョークで囲むことで迷惑していることを飼い主に知らせ、注意喚起および意識啓発を目的とした取り組み**です。

啓発に必要なイエローチョークは、環境課窓口へ届出書を提出後、無料配布（個人の場合は1人2本とさせていただきます）を行っていますのでぜひご活用ください。

イエローチョーク作戦の方法

- ①道路上に放置された犬のフンの周囲をイエローチョークで囲む。
 - ②当該フンの横に発見日時をイエローチョークで記入する。
 - ③日時を変えて、再度確認した際に、そのままフンが放置されていたときは確認した日時を、フンが除去されていたときは確認した日時とともに「なし」と記入する。
- (注意)** 飼い主に注意喚起することが目的のため、1週間程度片づけないでください。

イエローチョーク記入方法



(遵守事項)

私有地や他人の管理地、市外では作戦を実施しないでください。
自動車、歩行者などの通行の妨げとならないよう注意して実施してください。
市が提示するルールを守って、作戦の実施をしてください。



問合せ 環境課 ☎(48)0331

ポイ捨ては **不法投棄** です!

問合せ 環境課 ☎(48)0331

不法投棄と聞くと、空き地や空き家などに冷蔵庫やテレビを捨てていくようなイメージを持つ人がいるかもしれませんが、たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨てであっても不法投棄であることに変わりありません。

ごみの大小にかかわらず、ごみは責任をもって、正しく処分しましょう。

◆ポイ捨てが及ぼす悪影響

- ・ごみの有害物質が、水質汚染や土壌汚染の原因になります。
- ・悪臭を放ち、生活環境が悪化します。
- ・たばこの場合、火災につながるおそれがあります。
- ・景観が損なわれ、さらなるポイ捨てを助長します。

◆ポイ捨てされないために

不法投棄は犯罪ですが、捨てた人がわからない場合、そのごみは土地管理者などの責任で処分しなければなりません。土地管理者などは捨てられないような環境作りが大切です。

こまめな草刈りの実施や、柵・防犯灯・防止看板を設置するなどが対策として考えられます。

住宅用太陽光発電システム 設置に対する補助



市では、自然エネルギーを利用した太陽光発電システムを市内の住宅に設置する人に予算の範囲内で補助金を交付します。

問合せ 環境課 ☎(48)0331

◆対象者の要件

申請時において、市内に住所を有し、自らが現に居住し、または居住しようとする住宅に初めて太陽光発電システムを設置する人で次の要件をすべて満たす人。

※店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上に限ります。

- ① 2026年4月1日以降に工事契約を締結し、2027年2月28日までに工事が完了すること。
- ② 工事着工前に申請すること。
- ③ 市税などの未納がないこと。
- ④ 対象住宅および敷地が建築基準法や都市計画法などの関係法令に違反がないこと。
- ⑤ 対象となる工事が市の他の助成制度による補助工事以外であること。

※下記に該当する人は対象外となります。

- ① 賃貸住宅および集合住宅の場合
- ② 太陽光発電システムが設置されている住宅を購入する場合
- ③ 法人が申請する場合

◆補助内容

太陽光発電システム 1kw あたり 20,000 円
※上限 80,000 円。
※太陽電池モジュールの最大出力値。

◆申請方法

工事着工前に幸手市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に下記添付書類を添えて環境課窓口へ提出してください。（郵送不可）

〈添付書類〉

- ① 工事の内訳が明記されている工事請負契約書または見積書の写し
 - ② 設置工事着手前の現況写真（撮影日記載のもの）
 - ③ 設置する場所の略図
 - ④ 発電システムの形状、規格などを示すカタログ
 - ⑤ 市税などの未納がないことを証する書類
- ※代理人による提出は可能ですが、交付申請書は必ず申請者（設置者）本人が記入してください。

◆申請受付開始

5月14日（木）8：30 から（申込み順）

合併処理浄化槽設置費の一部補助

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽や、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、設置費の一部を補助します。



▼申請について

受付期間 5月18日（月）から（申込み順）

▼補助対象者

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する人
※建築確認を必要とする新築、増築および改築は対象となりません。

※着工前に申請が必要です。また、そのほかの条件により補助の対象とならない場合がありますので、事前に担当までご確認ください。

▼補助限度額

- ・5人槽／53万2千円
- ・7人槽／55万8千円
- ・10人槽／60万4千円

▼補助対象地域

浄化槽処理促進区域

※申請方法、対象地域などにつきましては、お問い合わせいただくか市ホームページをご確認ください。

問合せ 環境課 ☎(48)0331